

# 墓地の経営許可申請の手順について

〈問い合わせ先〉伊勢崎市環境部環境政策課

◇許可の要件等を確認のうえ、以下の手順に沿って手続きをして下さい

TEL0270-27-2733

墓地とは、墳墓（死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設）を設けるために、市長の許可を受けた区域をいう。（墓地、埋葬等に関する法律第2条第5項）  
埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に行ってはならない。（墓地、埋葬等に関する法律第4条第1項）  
墓地を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。（墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項）

## 許可の要件等

### ■墓地の経営の許可の基準

伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条により、次のいずれかに該当するとともに、経営の持続性、公益性及び非営利性が確保できると認められなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- ア 地方公共団体が経営しようとするとき。
- イ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。
- ウ 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。

### ■墓地の設置場所の基準

伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条により、墓地を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- ア 学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅から120メートル以上の距離があること。
- イ 河川又は湖沼から20メートル以上の距離があること。
- ウ ア及びイに掲げるもののほか、飲料水を汚染するおそれのない場所その他公衆衛生上支障がない土地であること。
- エ 当該土地に関する所有権以外の権利が存しない土地であること。

### ■墓地の施設基準

伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条により、墓地の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、墓地が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- ア 敷地の境界に障壁又は植栽等による垣根を設けて外部と区画するとともに、当該墓地の境界から内側に規則で定める緑地帯を設けること。
- イ 墓地内には、砂利敷きその他の方法により、ぬかるみとならない構造であり、その幅員が1メートル以上である通路であって、各墳墓に接続しているものを設けること。
- ウ 雨水等がたまらないように排水設備を設けること。
- エ 使用者が使用しやすい位置に墳墓数に100分の5を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げた数）以上の駐車台数を有する自動車駐車施設を設けること。
- オ エの自動車駐車施設の出入口が、規則で定めるところにより、直接又は自動車の通行に支障がない幅を有する通路を通じて道路に接続すること。
- カ 便所、給水設備、ごみ集積設備その他必要な設備を設けること。

### ◇伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則

第17条 条例第8条第1号アの規則で定める緑地帯は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 幅が1メートル以上であること。
- (2) 墓地の区域に対する緑地の面積の割合が20パーセント以上であること。

第18条 条例第8条第1号オに規定する自動車駐車施設の出入口（以下「出入口」という。）の道路への接続は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 出入口が、直接、幅員が6メートル以上確保された既存の道路（以下「基準道路」という。）に接していること。
- (2) 出入口が、直接、基準道路に接することができない場合は、4メートル以上の幅員を有する通路を通じて基準道路に接続していること。

手続き内容	期間等	提出書類
<p><b>(1)事前協議</b></p>	<p>経営許可申請予定日の120日前までに提出する</p>	<p><input type="checkbox"/>事前協議書（様式第1号）</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類</p> <p><b>1.次に掲げる事項を具体的に記載した経営計画書</b>  （共通事項）ア、設置の目的 イ、名称 ウ、所在地 エ、土地の地目 オ、土地の面積  カ、管理者の住所及び氏名 キ、工事予定期間  （墓地）ク、墳墓の区画数 ケ、駐車場の駐車台数 コ、埋葬の有無</p> <p><b>2.次に掲げる墓地の経営に係る財務等に関する書類</b>  （1）墓地の設置に要する費用の財源内訳書及びそれを証する書類  （2）直近の5年以内で市長が指示する期間の財産目録、収支計算書、貸借対照表その他の墓地の経営者の財務の状況を示す書類  （3）資金計画を示した収支予算書</p> <p><b>3.墓地の周囲120m以内の区域の河川、湖沼、学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅、飲料水の水源等の位置を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図</b></p> <p><b>4.墓地を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図</b></p> <p><b>5.次に掲げる図面</b>  （1）墓地の区域を明らかにした図面  （2）墳墓の区画、緑地帯、通路、排水設備、自動車駐車施設、便所、給水設備及びごみ集積設備を示した平面図及び配置図  （3）排水設備の構造を示す図面  （4）（2）に掲げるもののほか、構造物を設置する場合は、その配置及び構造を示す図面</p> <p><b>6.墓地に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し</b></p> <p><b>7.法人の定款、規則その他これに類する書類の写し及び登記事項証明書並びに墓地の設置に係る意思決定をした旨を証する書類</b></p> <p><b>8.墓地の設置に関し、他の法令の規定により許可等を要する場合にあっては、当該法令に基づく許可書等の写し</b></p> <p><b>9.前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</b>  ……………【事前協議内容の変更】……………  <input type="checkbox"/>事前協議内容変更報告書（様式第2号）を経営計画の変更の内容が確認できる書類を添付して速やかに提出すること  ……………【事前協議の取下げ】……………  <input type="checkbox"/>事前協議取下げ書（様式第21号）を速やかに提出すること</p> <p><b>法令等</b>  ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条  ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第2条、第21条</p>
<p><b>(2)標識の設置</b></p>	<p>住民説明会の30日以上前から経営許可申請予定日まで設置する</p>	<p><input type="checkbox"/>標識（様式第3号） ※当該墓地経営計画等に係る土地の見やすい場所に設置する</p> <p><input type="checkbox"/>標識設置報告書（様式第4号）</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類  （1）標識を設置した場所が明示された図面  （2）標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等</p> <p>……………【標識の内容の変更】……………  <input type="checkbox"/>標識設置変更報告書（様式第5号）  上記添付書類（1），（2）を添付して速やかに提出する</p> <p><b>法令等</b>  ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条  ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第4条</p>
<p><b>(3)住民説明会の開催等</b></p> <p><b>(意見の申出・近隣住民との協議)</b></p>	<p>標識を設置したときは、経営許可申請予定日の60日前までに開催する</p> <p>（説明会が開催された日から30日以内に近隣住民等から意見書の提出があった場合）</p>	<p><input type="checkbox"/>説明会開催報告書（様式第6号）</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類  （1）説明会で配布した資料  （2）その他市長が必要と認める書類</p> <p><input type="checkbox"/>協議状況報告書（様式第7号）</p> <p><input type="checkbox"/>添付書類  （1）近隣住民等から提出された意見書の写し  （2）意見書に対する見解を示した書面の写し</p> <p><b>法令等</b>  ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条  ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第3条、第5条～7条</p> <p>対象住民：計画に係る納骨堂の区域の周囲120m以内の区域に土地又は建物を所有又は使用する者、納骨堂の経営により上記と同程度の影響を受けると認められる者（近隣住民等という）</p> <p>近隣住民等との協議：意見書の提出があった日から20日以内に、当該申出をした近隣住民等へ意見書に対する見解を書面により示し、理解を得よう努めること</p>

手続き内容	期間等	提出書類
(4)経営許可申請		<input type="checkbox"/> 墓地等経営許可申請書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 添付書類 様式裏面記載のもの（事前協議で添付したものと概ね同じ書類）  <b>法令等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●墓地、埋葬等に関する法律第10条</li> <li>●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第8条</li> </ul>
(5)許可/不許可	標準処理期間30日	<ul style="list-style-type: none"> <li>■〔市〕許可書または不許可書を交付する</li> <li>■〔市〕許可をしたときは、市の墓地台帳へ記載する</li> </ul> <b>法令等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条～8条</li> <li>●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第11条、第17条～18条、第20条</li> </ul>
(6)工事完了検査	許可を受けた場合は工事完了後に速やかに提出する	<input type="checkbox"/> 墓地等工事完了届出書（様式第14号）  <b>法令等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第13条</li> </ul> 〔市〕検査の結果、墓地を使用しても支障がないと認めるときは墓地等完成検査済証を交付する
(7)管理者の届出		<input type="checkbox"/> 墓地等管理者設置届出書（様式第16号） <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 管理者の戸籍謄本 (2) その他市長が必要と認める書類  <b>法令等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●墓地、埋葬等に関する法律第12条</li> <li>●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第14条～15条</li> </ul> <<管理者を変更した場合>> <input type="checkbox"/> 墓地等変更届出書（様式第17号） 管理者の戸籍謄本を添付して速やかに提出すること
(8)経営者・管理者の責務・遵守事項等		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆墓地の出入口等使用者の見やすい位置に経営内容を表示すること  墓地の名称、所在地、経営者及び管理者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び氏名、経営許可年月日、許可番号、墓地の面積及び墳墓の区画数、墓地の全体の概略を示す平面図、その他市長が必要と認める事項</li> <li>◆墓地の経営者は、墓地の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておくこと</li> <li>◆<u>その他法令等による墓地の経営者及び管理者の責務等を遵守すること</u></li> </ul> <b>法令等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>●墓地、埋葬等に関する法律第13条～17条</li> <li>●墓地、埋葬等に関する法律施行規則第5条～7条</li> <li>●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条、10条</li> <li>●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第15条、19条</li> </ul>

墓地の経営者及び管理者は、法令等に基づく責務や遵守事項等を確認うえ、墓地の適切な運営及び維持管理に努めてください。